

転出

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	マイナンバーカード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			1 階 1 番窓口 （市民課）	
※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	資格確認書		1 階 2 番窓口 （市民課）	
	→70 歳から 74 歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	資格確認書			
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き人吉市の資格確認書を使う手続き	在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等			
	海外に転出される方で国民年金に加入している方	資格喪失または任意加入手続き	受付窓口でご相談ください			
高 齢	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療資格確認書等の返却	後期高齢者医療資格確認書等		1 階 6 番窓口 （高齢者支援課）	
	→熊本県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください				
	65 歳以上の方	・資格喪失の手続き ・介護保険証の返却	介護保険証			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	・住所変更の手続き ※転出先でも人吉市の介護保険証を使ってください	介護保険証			
	各種認定証をお持ちの方	・各種認定証の返却 または住所変更の手続き	負担割合証 負担限度額認定証等			
障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格喪失届 または変更届	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）		1 階 8 番窓口 （福祉課）	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出		これまで通っていた小・中学校	
	児童手当を受給している方 （0 歳～高校生世代）	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください		1 階 7 番窓口 （こども未来課）	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～高校生世代）	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証			
	0 歳～高校生世代のお子さんがいる方	乳幼児健診・予防接種等を転出先で手続きをしてください	親子(母子)健康手帳		転出先の市区町村	
	妊娠中の方	人吉市の妊婦健康診査受診票及び新生児聴覚検査票(受診票)、RSウイルスワクチン予診票は使えなくなりますので、転出先で手続きをしてください	親子(母子)健康手帳 人吉市の妊婦健康診査受診票			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			1 階 7 番窓口 （こども未来課）	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	ひとり親家庭等医療費受給者証			
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話・インターネット・市公式 LINE でお手続きできます		2 階 2 － 7 番窓口 （水道局お客様センター） 0966-22-5497	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税-）	※受付窓口でご相談ください		1 階 3 番窓口 （税務課）	
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください			軽自動車検査協会 050-3816-1758	
	軽 2 輪（125cc 超 250cc 以下）、自動二輪（250 cc超）を所有している方	※熊本運輸支局でご相談ください			熊本運輸支局 050-5540-2086	
	人吉市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			1 階 3 番窓口 （税務課）	
	海外に転出される方	納税管理人のご相談				

税・料金	未納となっている税や料等のご相談	納付相談		1階4番窓口 (税務課)
その他	防災ラジオの返却	防災ラジオ返還届	防災ラジオ (A Cアダプター等含む)	3階3－8番窓口 (防災課)
	市営住宅を退去する方	市営住宅退去の相談	※受付窓口でご相談ください	2階2－1番窓口 (住宅政策課)

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

- | | |
|------------------------------|---|
| 新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。 | → 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。 |
| 転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。 | → 転出証明書は、そのままでも有効です。
実際に住み始めた市区町村にお届けください。 |
| 転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。 | → 取消の手続きが必要です。
1階1番窓口（市民課）で早急に取消の手続きをしてください。 |

人吉市役所

〒868-8601
人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話
0966-22-2111

開庁時間 午前 **8時30分** ～ 午後 **5時15分**
※木曜日のみ窓口業務を午後 **7時** まで延長
(土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日は閉庁します)

市公式 HP →



市公式 LINE →



みんなが幸せを感じるまち。
ずっと住み続けたいまち。
ひとよし

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証（資格確認書）
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。